

審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善 特定重大事故等対処施設に関する令和 3 年度の実施計画の策定

令和 3 年 6 月 9 日
原子力規制庁

1. 経緯

審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善については、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）についても検討を進めてきており、これについては、テロリズムに関する具体的議論は非公開とするものの、その経過や結果については可能な範囲で公開することとしている。¹

今般、特重施設に関する令和 3 年度の実施計画（案）を取りまとめたので、原子力規制委員会に諮る。

2. 令和 3 年度の特重施設に関する実施計画（案）について

検討経緯及び令和 3 年度の実施計画（案）は以下のとおり。

2. 1 意見・提案及びその優先順位等に係る意見聴取結果

- ・原子力規制庁（以下「規制庁」という。）内からの聴取結果
意見・提案 21 件を収集した。優先順位付けについて、特段の意見はなかった。
- ・原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）からの聴取結果
意見・提案はなかった。（令和 2 年 10 月 9 日の ATENA との面談にて確認）

2. 2 令和 3 年度の特重施設に関する実施計画（案）

令和 2 年度に特重施設以外のものに取り組んだ経験を踏まえ、特重施設について令和 3 年度は、以下の 5 件に取り組むこととしたい。

- ・S1N² 特重施設に対する耐震要求の明確化（設置許可基準規則解釈³ 第 3 9 条等）
- ・S2N 特重施設を支持する機能を有する建物・構築物等に係る耐震要求の明確化（設置許可基準規則解釈 第 3 9 条等）
- ・S3N 特重施設に対する地盤及び周辺斜面の考慮の明確化（設置許可基準規則解釈 第 3 8 条，3 9 条等）

¹ 令和 2 年度第 27 回原子力規制委員会（令和 2 年 9 月 23 日）及び令和 3 年度第 3 回原子力規制委員会（令和 3 年 4 月 14 日）

² 特定重大事故等対処施設に関する意見・提案は、S で始まる番号を付与した。また、N は原子力規制庁からの意見・提案を指す。

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

- ・ S4N 特重施設の津波に対する機能維持の明確化（設置許可基準規則解釈 第 40 条等）
- ・ S5N 特重施設における津波の水位降下側の考慮の明確化（設置許可基準規則解釈 第 40 条等）

2.3 今後の進め方

上記 2.2 の 5 件について検討を進め、令和 3 年 6 月末を目処に原子力規制委員会に改正案を諮る。令和 3 年度の実施計画の達成状況は、令和 4 年度の実施計画案を原子力規制委員会に諮る際に併せて原子力規制委員会に報告する⁴。

令和 3 年度の実施計画（案）に含まれなかった意見・提案についても、必要に応じて見直し対象として取り組む場合がある。そのような場合は、令和 3 年度の達成状況の報告等を行う際に併せて原子力規制委員会に報告する。

⁴ 改正の要否を含めた検討の困難さ等により、令和 3 年度内に対応が完了しない場合もある。